

daily コラム

2025 年 12 月 10 日 (水)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

消費税のリバースチャージが適用 海外宿泊予約サイトへの掲載手数料

宿泊施設の予約は、OTA 経由が約 45%

旅行業界では、インバウンド市場が堅調に拡大しています。JNTO(日本政府観光局)の速報値によれば、令和 7 年 9 月までの訪日観光客数の累計は約 3,165 万人。過去最速で 3,000 万人を突破したそうです。

最近の観光客がどのように宿泊施設の予約をしているかということ、OTA(Online Travel Agency)と呼ばれるインターネット上の旅行会社を経由した予約が多いようです。ユーザーはオンラインで 24 時間いつでも情報を比較検討し、予約ができる利便性が特徴です。日本旅行協会の令和 6 年度の調査でも、全体の約 45%が OTA 経由の予約とのことです。

宿泊の予約方法(日本旅行協会調べを加工)

予約方法	H30 年度	R5 年度
旅行会社経由	41.6%	27.7%
OTA 経由	26.9%	44.9%
自社 HP 経由	12.3%	14.4%
直予約	調査対象外	12.6%

海外 OTA(宿泊予約サイト)の掲載手数料

日本でホテル等を経営する事業者が、海外からの観光客を呼び込むために、国外事業者が運営する OTA(「Booking.com」「Airbnb」

など)に自社の宿泊施設を掲載する場合には、日本の消費税法上、国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けたものとして、リバースチャージ方式が適用されます。この場合、宿泊予約サイトの掲載手数料(特定課税仕入れ)を「課税標準額」と「仕入税額控除」の対象のいずれにも含めて、消費税を計算します。

<例>海外 OTA 手数料 100 の場合の仕訳

(借) 支払手数料 100	(貸) 現金預金 100
(借) 仮払消費税 10	(貸) 仮受消費税 10

海外 OTA 手数料以外にも、事業者向けの海外広告サービスや海外クラウド利用料などについてもリバースチャージが適用される場合があります。注意が必要です。

リバースチャージが適用されない事業者

なお、次の事業者は、経過措置により当分の間、リバースチャージ方式は適用されません。特定課税仕入れは、「課税標準額」「仕入税額控除」の対象のどちらにも含めません(消費税対象外の取引となります)。

- ・その課税期間の課税売上割合が 95%以上である事業者(一般課税適用)
- ・簡易課税制度を適用している事業者



インバウンド対策がホテル・旅行業界の今後の力
ギを握っています。